

平成 2 7 年 1 0 月 議会月例報告会

平成 2 7 年 1 0 月 1 4 日
町 民 生 活 課

□報告事項名

- 1 新しい保育施設の園名募集
- 2 個人番号通知カードの送付

□事業の趣旨、背景、目的、概要、これまでの経過、予算措置、今後の予定等

- 1 平成 2 8 年 4 月、以西保育園と成美保育園を統合し、新たに認定こども園を開園します。この新しい認定こども園が、地域の皆様に親しまれるよう、施設の名称を募集します。

なお、園名決定後は園歌も公募する予定です。（別紙チラシ参照）

- 2 琴浦町では、1 0 月下旬以降、個人番号通知カードが各家庭に簡易書留で郵送されます。世帯人数分の通知カードと個人番号カード交付申請書、パンフレット、返信用封筒などが入っていますので、中身を確認してください。通知カードは個人番号が書かれていますので、捨てずに大切に保管ください。（別添資料参照）

新しい保育施設の

園名を募集します

平成28年4月、以西保育園と成美保育園を統合し、新たに認定こども園を開園します。

この新しい認定こども園が、地域の皆さまに親しまれるよう、施設の名称を募集します。



【募集期間】 平成27年10月5日（月）～10月30日（金）〔必着〕

【応募資格】 琴浦町にお住まいの方、琴浦町内の事業所にお勤めの方

【名称の基準】 地域の特性を表したもの、読み書きがしやすいもの

【応募方法】

- ・1人1点の応募、自作未発表の名称に限ります。
- ・町立保育園・こども園、役場本庁舎・分庁舎に設置してある応募用紙に必要事項（園の名称(ふりがな)、その理由、住所、氏名、年齢、電話番号）を記入して応募してください。
- ・郵送、電子メール、ファクシミリでの応募も可能です。

〔郵送での応募先〕

〒689-2392

琴浦町大字徳万 591-2

琴浦町役場 町民生活課 宛

〔電子メールでの応募先〕

cyouminseikatsu@town.kotoura.tottori.jp

〔ファクシミリでの応募先〕

FAX：0858-49-0000

【選考方法】 選考委員会において選考し、補正することがあります。

【その他】 決定した名称の一切の権利は琴浦町に帰属します。

※ お問い合わせ先 琴浦町町民生活課（電話 52-1703）



〔応募用紙〕

平成27年 月 日

（宛先）琴浦町役場

町民生活課 子育て応援室 行き

（住所） 琴浦町

（氏名）

（年齢 歳）

（Tel — — ）

以西保育園・成美保育園統合後の保育施設の名称について、
つぎのとおり応募します。

（ふりがな）	
園 名	琴浦町立 園
その園名と した理由	

■通知カード・ 個人番号カード交付申請書の様式

【おもて面】

通知カード

個人番号 0123 4567 8901
氏名 番号 花子

住所 ○○県△△市□□町○丁目△番地 1-1-1

平成5年3月31日 生 性別 女 △△市長
発行日 平成27年10月01日 A123456789

個人番号カード交付申請書
※ 電子証明書発行申請書 (地方公共団体情報システム機構 発)

申請書ID 1234 5678 9012 3456 7890 123

番号 花子

氏名

住所 ○○県△△市□□町○丁目△番地 1-1-1

生年月日 平成5年3月31日 性別 女

【代替文字情報】

電話番号 外国人住居の区分 *

通話時間 通話時間 通話時間

右欄の点字表記を希望する (最大11文字まで (横断線は1文字))

パンゴウ ハナコ

※上に入力されている情報は、平成 00 年 00 月 00 日現在のものです。
左の QR コードを読み取るとスマートフォン等から交付の申請ができます。

申請書ID 1234 5678 9012
ID 3456 7890 123

右の QR コードは製造管理用です→

視覚障がい者用
音声コード

10000019 01/01
3190110000019#

【うら面】

● 申請で取られた氏名以外の者が個人番号をコピーすることは、法律で禁止されています。また取換事項を改ざんした場合は、罰則により罰せられます。
● この通知カードを紛失された方は、お手数ですが、この通知カードを返却してください。
● 個人番号カード交付申請書に添付した写真のサイズは、お手持ちのカメラで撮影してください。
● この通知カードは、個人番号カードの交付を受ける場合は、市町村に返却し、回収されます。

マイナンバー

表面の内容に誤りがないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書の発行を申請します。

顔写真貼付欄

サイズ (縦 4.5cm×横 3.5cm)

申請日 年 月 日

申請者氏名 (自署) 印

● 以下の電子証明書の詳細については、同封の「ご案内」をご覧ください。

発行を希望しない電子証明書がある場合、下の口を黒く塗りつぶしてください。

署名用電子証明書 不要
利用者証明用電子証明書 不要

※15歳未満の方、成年被後見人の方には原則発行されません。

【ご注意】電子証明書は、e-Tax等の電子申請、マイナンバーポータルへのログイン、コンビニ交付サービスなど多様なサービスを提供するためのものです。
口を黒く塗りつぶす場合には、電子証明書の機能が搭載されないことになります。

代理人 氏名 (自署) 印 本人との関係

代理人 住所 (電話番号:)

● 15歳未満の方、成年被後見人の方が申請を行う場合は、法定代理人の方が、以上の「代理人記載欄」にご記入ください。
● 申請の際は、同封の「ご案内」をご覧ください。
● 表面の記載事項のうち、*印の付いた項目に誤りや変更がある場合、申請は受付できませんので、本申請書は返付せず、お住まいの市町村窓口にお問合せください。
● 切り取った本紙は、お問合せの際に必要となりますので、通知カードと併せて大切に保管してください。

■『個人番号カード』について

個人番号カードの様式について



【おもて面】



【うら面】

・おもて面には、氏名、住所、生年月日、性別、顔写真、有効期限が記載されます。うら面には、個人番号が記載されます。

・マイナンバーを証明する書類になるほか、本人確認の際の公的な身分証明書として利用することができます。

・電子証明書の利用により、各種行政手続のオンライン申請が可能となります。

・各種証明書のコンビニ交付を導入した際、個人番号カードを用いることで、琴浦町では平成28年4月からコンビニで証明書が発行できます。

・再交付には手数料(1000円)が必要です。

■個人番号カードの申請及び交付方法(交付時来庁方式)

1. 郵送による申請

「個人番号カード交付申請書」に必要事項を記載し、顔写真を添付して、同封されている返信用封筒に封入し、ポストに投函してください。

2. スマートフォン等での申請

スマートフォン等のカメラで顔写真を撮影し、個人番号カード交付申請書のQRコードから申請用WEBサイトにアクセスします。必要事項を入力し、顔写真のデータを添付し送信します。

■個人番号カードの交付

- ・平成28年1月から交付開始
- ・町民生活課にて交付
- ・交付の際に必要なもの
個人番号カード交付通知書、通知カード、本人確認書類、
住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
- ・暗証番号の入力
個人番号カード用暗証番号⇒数字4桁
電子証明書用暗証番号⇒英数字6～16文字

■個人番号カード交付通知書の様式

表

郵便はがき A10-012345





0120123450123456789

999-9999
 ○○県■■市△△町◇丁目○番地▽▽号

番号 花子



あなたが申請した個人番号カードの交付場所(※)は以下のとおりです。
 画面に記載の必要書類を所持のうえ発行してください。

市区町村名	■■■市
交付場所名	■■■市役所
交付場所所在地	○○県■■■市△△町◇-◇-◇
電話番号	01-2345-8793
代替文字情報	×-▲-◇-○⇒●-□

電子利用書で提供される文字は、一時的にパソコン等で表示できる文字に置換えられます。表示できない文字のある場合は、以下の文字に置き換えていますので、別の文字を補填される場合は、交付窓口で変更を申し出てください。

■■■市役所
 ○○県■■■市△△町◇-◇-◇

[illegible]

■ 個人番号カードの申請及び交付方法 (申請時来庁方式)

1. 自宅に郵送された個人番号カード交付申請書を役場に持参
本人確認書類(運転免許証、パスポートなど顔写真付証明書又は保険証・年金手帳等2点)、住民基本台帳カードをお持ちの方はカード持参
2. 役場で写真撮影(無料)、申請書記載、写真添付、暗証番号設定
役場から事業者へ送付
3. 平成28年1月以降、役場から本人限定受取郵便で個人番号カードを送付、受取
(申請時から約2週間程度)

■ 個人番号カードの有効期限

年齢による個人番号カードの交付方針

カード 発行時の年齢	カードの有効期間	利用者証明用 電子証明書	署名用電子証明書
20歳以上	10回目の誕生日	5回目の誕生日	5回目の誕生日
15歳以上 ～20歳未満	5回目の誕生日 (*1)	5回目の誕生日	5回目の誕生日
15歳未満	5回目の誕生日 (*1)	5回目の誕生日 (*2)	× (*3)

*1: 20歳未満については、卒業の運動が大きいことから、顔写真を考慮して5回目の誕生日とする。
*2: 15歳未満については、法定代理人がパスワードを設定する。
*3: 15歳未満については、署名用電子証明書を原則として発行しない(実印に相当するため)。

■ 個人番号カード交付手数料

	初回交付	再交付
通知カード	無料	500円
個人番号カード	無料	1,000円 (電子証明書代200円含む)

■ 通知カード、個人番号カードを紛失した場合

・通知カードを紛失した場合

⇒役場にて、紛失届を提出し、再交付が必要なら再交付申請書を記入する。後日、通知カード送付。
交付手数料500円

・個人番号カードを紛失した場合

⇒個人番号カードコールセンターに電話にて届出をし、個人番号カードの一時停止を行う。その後見つからない場合は、廃止届を記入する。再交付が必要な場合は、再交付申請書を記入する。後日役場にて個人番号カード交付。交付手数料1,000円

ご不明な点は
マイナンバーのコールセンター
0570-20-0178
平日9:30～17:30
(土日祝日・年末年始を除く)

かからない時は
050-3816
-9405へ
おかけください。